

令和 7 年
公告第 523 号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 29 日

水道事業
北秋田市長 津谷 永光

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 番 号 上水工第 17 号
- (2) 工 事 名 取水井水位計更新工事（摩当浄水場）
- (3) 工 事 場 所 北秋田市 栄字下夕袋 116-2 地内
- (4) 工 事 概 要 1. 取水井水位計の更新 N=1.0 式
2. 更新後の試運転調整 N=1.0 式
- (5) 工 事 種 類 機械器具設置工事
- (6) 工 事 期 限 令和 8 年 3 月 6 日

※ 本工事の詳細については、実施設計書、仕様書等により必ず自身で確認すること。

2 入札参加資格に関する要件

- (1) 令和 7・8 年度北秋田市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で「機械器具設置工事」の登録がある者で大館・能代・北秋田地域に本社又は営業所等を有する業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）第 102 条第 1 項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 建設業法第 3 条に規定する機械器具設置工事の建設業の許可を得ている者であること。
- (5) この工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者を施工現場に配置できる者であること。ただし、契約金額が 4,000 万円（建築一式の場合は 8,000 万円）以上となる場合にあっては、施工現場ごとに専任の主任技術者を配置できる者であること。なお、下請負契約の請負代金の合計が 4,500 万円（建築一式の場合は 7,000 万

円)以上(特定建設業者に限る。)となる場合にあっては、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置できる者であること。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、令和7年9月29日から令和7年10月7日まで(ただし、市役所開庁日に限る。)の午前9時から午後5時までに下記の書類を北秋田市建設部上下水道課に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、郵送又は電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加申込書 (様式第1号)
- イ 保有技術者調書 (様式第2号)
- ウ 誓約書 (様式第3号)
- エ 設計図書閲覧済申出書 (様式第4号)

※ただし、様式第4号については、北秋田市ホームページからの設計図書データファイルのダウンロードによる閲覧を行った場合のみ提出すること。

- (2) 入札参加資格を有すると確認された者には、令和7年10月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、提出書類について虚偽の記載をしたときは入札に参加することができない。

5 入札に必要な書類を示す場所等

- (1) この工事に係る設計図書の閲覧及び貸出しは、令和7年9月30日から令和7年10月15日まで(ただし、市役所開庁日に限る。)北秋田市役所森吉総合窓口センター1階建設部上下水道課において行うほか、北秋田市ホームページへの設計図書データファイルの掲出により行う。なお、設計図書に対する質問があるときは、令和7年10月7日正午までに書面で北秋田市建設部上下水道課に提出しなければならない。

- (2) 前号の質問については、令和7年10月9日までに書面で回答する。

6 現場説明の日時及び場所

実施しない

7 入札及び開札の日時及び場所

令和7年10月16日 午後1時30分

北秋田市役所森吉総合窓口センター 2階 第3会議室(北秋田市米内沢字七曲23)

8 入札方法等

- (1) 郵送による入札は、認めない。
- (2) 入札回数は、予定価格を事前公表しているものについては **1回**、事後公表としているものについては **3回**を限度とする。ただし、2者以上で再度入札における競争性が確保できると認められる場合、入札を執行する。
- (3) 入札に際しては、一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければ、入札に参加することができない。
- (4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (5) 入札に際しては、内訳書を入札書の提出にあわせて提出すること。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) **500万円未満の工事請負契約を締結するとき。**

11 予定価格

1,562,000円（うち消費税及び地方消費税の額**142,000円**（本件は10%で算出））

12 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第110条に該当する入札は、無効とする。

13 前金払

- (1) 契約者は、保証事業会社と前払法第2条第5項に規定する保証契約を締結し当該保証契約書（以下「保証証書」という。）を寄託した場合は、約定により前金払を請求することができる。
- (2) 前項の前金払の支払額は、請負代金額の10分の4以内の金額とする。
- (3) 前金払をした後に設計変更等の理由により契約金額を増額しても、前金払の額は増額しないものとする。ただし、当該契約金額の増額が著しく多額である場合で、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 契約者は、(1)の規定による前金払の支払いを受けた工事が次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合は、前金払対象経費について、請負代金額に10分の2を乗じて得た金額の範囲内の額を発注者に請求することができる。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 前項の規定により請求する前金払の額と、(1)の規定により請求し支払いを受けた前金払の額との合計額は、請負代金額に10分の6を乗じた額を超えることができない。

14 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。